

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)及び 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件(告示)の概要

1. 改正の概要

近年、特定健診の導入やレセプトの電子化の進展等により、医療保険者において、健康・医療情報を活用して加入者の健康課題の分析等を行うための基盤が整備されてきている。

こうした状況の中、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を受けて、全ての健康保険組合等に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるもの。

2. 改正の内容

保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、実施する。具体的には、以下の取組を進める。

P(計画) : 健康・医療情報を分析し、加入者の健康課題を明確にした上で、事業を企画する

D(実施) : 費用対効果の観点も考慮しつつ、次のような取組を実施する

- ・ 加入者に自らの生活習慣等の問題点を発見しその改善を促すための取組

- (例 : 健診結果・生活習慣等の自己管理ができるツールの提供)

- ・ 生活習慣病の発症を予防するための特定保健指導等の取組

- ・ 生活習慣病の症状の進展及び合併症の発症を抑えるための重症化予防の取組

- (例 : 糖尿病の重症化予防事業(※))

- ・ その他、健康・医療情報を活用した取組

C(評価) : 客観的な指標を用いて保健事業の評価を行う

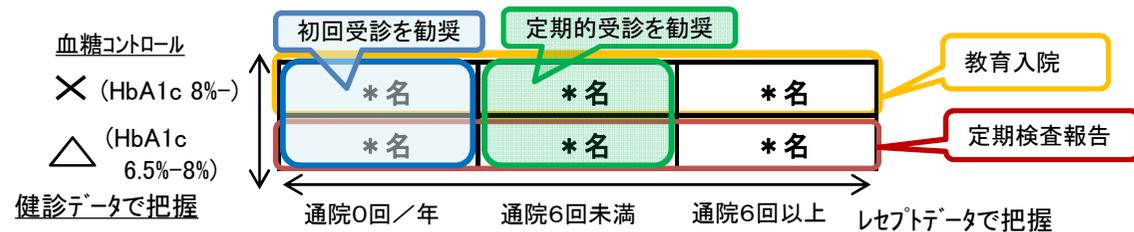
- (例 : 生活習慣の状況(食生活、歩数等)、特定健診の受診率・結果、医療費)

A(改善) : 評価結果に基づき事業内容等を見直す

3. 適用期日

平成26年4月1日

※ 糖尿病の重症化予防事業の例 (レセプト・健診データの活用により対象者を的確に抽出)



後期高齢者医療保健事業実施指針について

※高齢者医療確保法に基づき、広域連合が行う保健事業について、国は指針を定める。

考え方

高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の疾病の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けて、広域連合は保健事業を行う。

主なポイント

- 被保険者一人ひとりの状況に即して健康保持増進を支援。
- 特に、生活習慣病等の重症化予防、運動・認知機能の低下防止、低栄養の回避等に向けた生活習慣見直しに重点。
- 日常生活が制約される場合には、福祉・介護等の支援につなげる。
- 都道府県広域連合は市町村と協力して実施。
- 健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿って事業を運営。このため、広域連合は保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定。

高齢者の健康の特性

- ・加齢に伴い心身が衰え、運動機能や認知機能が低下する
- ・複数の慢性疾患を有し、完治を見込みにくい場合が多い
- ・若年期に比べ生活習慣改善の効果による予防効果は必ずしも大きくない
- ・健康状態、心身機能、生活状況等の個人差が大きい
- ・健康面の不安が生活上の課題となりやすい

制度の仕組み

- ・75歳以降は保険制度が異なる
- ・実施主体は都道府県単位の広域連合

※ 同じ地域保険である国保の保健事業実施指針をベースとして策定。

※ 適用期日：平成26年4月1日